厚生労働大臣 舛添 要一殿

薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣 〒162-0022 東京都新宿区新宿 1-14-4 AM ビル 4 階 電話 03(3350)0607 FAX 03(5363)7080

e-mail yakugai@t3.rim.or.jp URL://www.yakugai.gr.jp

一般用医薬品のインターネットによる不適切販売事例等の調査を求める要望書

第1 要望の趣旨

一般用医薬品のインターネット販売に関し、地方自治体に対し、不適切販売 事例や指導事例等の報告を求めるとともに、販売実態の調査を行うよう求める。

第2 要望の理由

1 薬害オンブズパースン会議は、全国薬害被害者団体連絡協議会や全国消費者団体連絡会など多数の消費者団体他とともに、一般用医薬品のインターネット販売禁止を求める要望書を既に提出しているが、この度、インターネットによる一般用医薬品の販売に関し、以下のような不適切販売により健康被害を生じた実例があることが判明した。

当該事例は、平成18年5月に、未成年(当時19歳)の購入者が、株式会社楽天がインターネット上に開設する楽天市場の医薬品販売サイトにおいて、鎮静剤(1箱12錠入り)を24箱購入し、他2店店頭からの購入分6箱をあわせて服用して自殺を図り、一命は取り留めたものの、両足関節機能全廃の後遺障害により身体障害者等級2級の認定を受けたというものである。

本鎮静剤については、年間複数の自殺目的の乱用が報告されており、製造会社は、長期連用、過量服用及び未成年者の乱用防止を目的として、販売店に対し、販売を1人1箱に限ることや未成年者(18歳未満)には販売しないことなどを求めていたが、本件医薬品販売サイトでは、購入者の年齢確認さえせず、24箱(288錠)を一度に売却送付した。

2 未成年者に対し、鎮静剤24箱を一度に売却するなどということは、店舗

における「対面販売」では起こりえない事態であり、本件事例は、一般用医薬品のインターネット販売のもつ問題の一端を示すものと言える。

医薬品の販売に当たっては、乱用目的や不適正使用に対する対応も視野に 入れた管理と安全性確保が求められている。

株式会社楽天は、「対面販売でないことを起因とする健康被害の実例は一件も確認されていません」と記載して、インターネット上で、一般用医薬品のインターネット販売禁止に反対する署名を集めているが、本件のような実例が存在することからすると、同社において、医薬品販売サイトの問題事例の調査・集積が十分に行われているのか、はなはだ疑問である。少なくとも本件事例について報告を受けながら上記のような手法で署名を集めていたとすれば、医薬品を扱う者としての基本的姿勢として問題があると言わざるを得ない。

- 3 本件事例は、販売店の本店所在地の地方自治体に報告されており、地方自 治体が把握し指導を行っている。同種事故の再発防止の観点からも、一般用 医薬品のインターネット販売に関し、地方自治体に対し、不適切販売事例や 指導を要した事例等の報告を求めるとともに、販売実態の調査を行うべきで ある。
- 4 念のために付言すれば、本件鎮静剤は第2類の一般用医薬品である。一般 用医薬品の多くが分類される第2類に、本件に見られるような危険性を有す る医薬品も含まれているのが実情であることは十分に認識される必要があ る。
- 5 消費者の求める「利便性」は、あくまで「安全性」を前提としたものである。サリドマイドもスモンも一般用医薬品によって起きた薬害である。現在 も、スティーブンス・ジョンソン症候群など一般用医薬品による重篤な被害 が発生している。

検討会や立法府において膨大な議論を積み重ねて制定した「改正薬事法」の基本的理念に基づき、来年6月の施行に向け、厚生労働省に対し、インターネット販売の原則禁止を盛り込んだ省令を速やかに制定するよう改めて求めるものである。 以上

本要望書は、被害者のプライバシー保護のため、個人の特定につながる情報をあえて表記していません。関係各位においては、この点について十分な配慮を御願い致します。

<参考> 一般用医薬品のインターネット販売の規制を求める要望書

http://www.yakugai.gr.jp/topics/file/081117iyakuhinnethanbaikourouyo
ubousho.pdf

http://www.yakugai.gr.jp/topics/file/081117iyakuhinnethanbaisoumush
o.pdf

http://www.yakugai.gr.jp/topics/file/081211iyakuhinnethanbaihantaiy
oubousho.pdf